

# 商店街コラボ創出事業に係る補助金交付要綱

(令和6年7月30日決定)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、スタートアップをはじめ、民間事業者等と商店街の連携を促進することにより、商店街の企画力や実行力を補強しつつ、新たな消費を創出する取組を支援する「新消費創出促進事業補助金」及び商店街内の空き店舗等へのスタートアップの入居により商店街及び地域の活性化を実証する「空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金」の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店会 商店街振興組合その他本市の区域内の商店街において小売業、サービス業その他の事業を営む者が組織する団体のうち、商店街の振興を目的として本市の区域内で活動するもの
- (2) 地域商業ビジョン推進団体 本市が参画する地域商業ビジョン策定委員会を組織して策定した地域商業ビジョンを推進する団体
- (3) 民間事業者等 商店会以外の法人又は個人の事業者
- (4) スタートアップ 民間事業者等のうちユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持つ創業10年目以内（申請時点）の者であって、短期間で急成長を目指すもの
- (5) 空き店舗等 次に掲げる要件を満たす建築物又はその一室
  - ア 申請時に利用者がいないこと
  - イ 建築基準法その他の建築に関する法令に照らし、相当と認められるものであること
  - ウ 京都市中規模小売店舗設置指導要綱第2条第2号に規定する中規模小売店舗内又は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものでないこと
  - エ 未登記のものでないこと

## (新消費創出促進事業補助金)

第3条 新消費創出促進事業補助金（以下「新消費補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「新消費補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 商店会であって、次に掲げる要件を満たすもの
  - ア 主たる事務所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に本社若しくは主たる事務所等を設けている又はこれらに準じるものとして認められること
  - イ 法人格のない団体は、設立時又は申請時に構成員が5以上であること
  - ウ 団体としての銀行口座を有していること
  - エ 設立が新消費補助金の交付を申請する年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の期間をいう。以下同じ。）の前年度の末日以前であること
- (2) 地域商業ビジョン推進団体
- (3) 民間事業者等であって、次に掲げる要件を満たすもの
  - ア 新消費補助金の交付の申請時点で、当該申請に係る商店街区内に事業所を持ってい

ないこと

イ 申請日以前3か月以上の事業の活動実績を有すること

第4条 新消費補助金の交付の対象となる事業は、商店街を舞台に、商店会又は地域商業ビジョン推進団体と民間事業者等が、連携して実施する新たな消費創出事業とする。

第5条 新消費補助金の交付の対象となる経費（以下「新消費補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、新消費補助金の交付の対象とならない経費（以下「新消費補助対象外経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

第6条 新消費補助金の額は、新消費補助対象経費の額の合計額に2分の1（当該新消費補助対象経費が、人口減少対策や子育て支援等地域の課題解決につながる公益性を有する事業として市長が認めるものに係る経費である場合は、3分の2）を乗じて得た額又は1,000,000円のうちいずれか低い額とする。

（空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金）

第7条 空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金（以下「スタートアップ拠点補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「スタートアップ拠点補助対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) スタートアップ
- (2) 様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスに取り組む民間事業者等のうち、スタートアップに相当する将来性があると市長が認めるもの
- (3) 大学を運営する法人、不動産事業者又はベンチャーキャピタル等であって、補助申請に係る物件を第1号及び第2号に該当する者に転貸するもの

第8条 スタートアップ拠点補助金の交付の対象となる事業（以下「スタートアップ拠点補助対象事業」という。）は、本市の区域内の商店街に存する空き店舗等において、スタートアップ拠点補助対象者が自らの事業を行う場所を新たに開設し、かつその場所における商店会へ加入し、当該商店会活動に参画する事業とする。

第9条 スタートアップ拠点補助金の交付の対象となる経費（以下「スタートアップ拠点補助対象経費」という。）は、別表3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、スタートアップ拠点補助金の交付の対象とならない経費（以下「スタートアップ拠点補助対象外経費」という。）は、別表4に掲げるとおりとする。

第10条 スタートアップ拠点補助金の額は、スタートアップ拠点補助対象経費の額の合計額に3分の2を乗じて得た額又は4,000,000円のうちいずれか低い額とする。

（交付対象外事業者）

第11条 第3条及び第7条の規定にかかわらず、補助金の申請に係る構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請に対して新消費補助金及びスタートアップ拠点補助金は交付しない。ただし、第1号の規定は、商店会及び地域商業ビジョン推進団体の加盟者については、適用しない。

- (1) 令和6年5月24日以降に開業した者

- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められる者
- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (6) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）
- (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (10) 政治団体
- (11) 宗教上の組織又は団体
- (12) 市税を滞納している者
- (13) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（補助対象となる事業の実施期間）

第12条 新消費補助対象事業及びスタートアップ拠点補助対象事業は、第15条の規定による補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月1日（第14条第3項ただし書きの規定による届を市長に提出したときは、その日）から当該翌年度の末日までの期間（以下「事業実施期間」という。）において行わなければならない。

（補助金の併給）

第13条 国及び京都府による同様の補助金並びに本市の他の補助金等（以下「国等の補助金等」という。）の交付を受けようとする者又は受けた者の第6条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「経費の額」とあるのは「経費の額から国等の補助金等の額を除いた額」とする。

（交付の申請）

第14条 新消費補助金及びスタートアップ拠点補助金の交付の申請は、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書に別表5に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 新消費補助金 新消費創出促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) スタートアップ拠点補助金 空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金交付申請書（第4号様式）

2 前項の申請は、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる回数を限度に行うことができるものとする。

- (1) 新消費補助金 一者につき、一の商店街当たり一回
  - (2) スタートアップ拠点補助金 一者につき一回
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、緊急その他市長が必要と認める理由により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合において、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる届を事業着手までに市長に提出したときは、この限りではない。
- (1) 新消費補助金 新消費創出促進事業補助金交付決定前着手届（第6号様式）
  - (2) スタートアップ拠点補助金 空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金交付決定前着手届（第7号様式）

（審査及び交付の決定）

第15条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる基準にその内容が適合するかどうかを審査のうえ、当該補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、交付決定通知書（第8号様式）又は不交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(1) 新消費補助金 次に掲げる基準

- ア 商店街における新たな消費を創出するものであること
- イ 事業実施期間終了後も継続的に実施される見込みがあること
- ウ その他市長が必要と認める別に定める基準

(2) スタートアップ拠点補助金 次に掲げる基準

- ア 対象となる空き店舗等が存する商店街の活性化に寄与することが見込まれること
- イ 対象となる空き店舗等の活用がスタートアップ補助対象者の入居日から2年（ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。）以上見込まれること
- ウ その他市長が必要と認める別に定める基準

2 市長は、交付の決定を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（標準処理期間）

第16条 市長は、第14条第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する別に定める期間の終了後60日以内に、前条第1項の決定をするものとする。ただし、申請多数等により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りでない。

（端数処理）

第17条 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の前金払）

第18条 補助金は原則精算払とするが、条例第21条第2項に規定する補助金の前金払を受けようとするときは、商店街コラボ創出事業に係る補助金前金払請求書（第10号様式）に別表5に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前金払の額は、交付予定額の2分の1の額を上限とし、前金払請求額に基づき、協議のうえ決定することとする。

3 前金払の対象経費は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次条に基づく変更申請を行わない限り、当該決定に係る申請書記載のものに限定し、原則として既払のものとする。ただし、未払のものでも金額が確定し、前金払の必要性が認

められるものについては対象とすることができる。

(変更等の承認の申請)

第19条 交付決定者が、補助の対象となる事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ商店街コラボ創出事業に係る補助金変更交付申請書(第11号様式)に別表5に掲げる書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 交付決定者が総事業費における経費の配分を変更しようとする場合は、商店街コラボ創出事業に係る補助金変更交付申請書(第11号様式)に別表5に掲げる書類を添えて市長に申請し、市長の承認を得ることができれば、変更することができる。

3 条例第11条第1項第1号に規定する市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 補助目的に変更がなく、かつ補助目的の達成に必要と考えられるもの

(2) 補助金額の変更が5分の1以内の減額であるもの

(中止又は廃止の届出)

第20条 新消費補助対象事業及びスタートアップ拠点補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ商店街コラボ創出事業に係る補助金中止・廃止承認申請書(第12号様式)に市長が特に必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(事業完了の届出)

第21条 条例第18条に規定する実績報告は、第15条の規定による補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の末日までに、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に掲げる事業実績報告書に別表5に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 新消費補助金 新消費創出促進事業補助金事業実績報告書兼請求書(第13号様式)

(2) スタートアップ拠点補助金 空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金事業実績報告書兼請求書(第14号様式)

(補助金の額の確定)

第22条 補助金の額は、実績に応じて決定し、条例第19条の規定に基づき補助金交付額決定通知書(第15号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の取消し及び補助金の返還)

第23条 市長は、交付決定者が条例第22条第1項各号のいずれかに該当するとき、又は第19条第1項及び第20条の規定による申請並びに第21条の規定による報告を怠ったときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第20条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、本市が定める期限までに補助金を市長に返還しなければならない。

(1) 補助金の交付の決定が取り消されたとき

(2) 補助金の交付の対象となる事業完了後、条例第31条第1項に規定する財産を次条に規定する期間が経過する前に処分するとき(ただし、市長が必要と認める場合を除く。)

(3) スタートアップ拠点補助事業の開始後2年を経ずに廃業又は移転するとき(ただし、市長が必要と認める場合を除く。)

(4) 第11条各号のいずれかに該当する者となったとき

(財産の処分の制限)

第24条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間（令和5年4月26日経済産業省告示第64号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の期間が経過する前に、補助金の交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、商店街コラボ創出事業に係る補助金取得財産等処分承認申請書（第16号様式）に別表5に掲げる書類を添えて市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業観光局長が別に定める。

附 則（令和6年7月30日決定）

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

新消費補助対象経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報費 (チラシ作成費、印刷費、その他広報費)</li> <li>・ 委託費</li> <li>・ 報償費 (講師謝礼等役務の提供に対する謝金等)</li> <li>・ 人件費 (事業実施に必要なアルバイト代等に限る。)</li> <li>・ 通信運搬費 (郵送等の通信費や運送業者の運賃等発送費)</li> <li>・ 備品等のレンタル・リース費 (始期が事業実施期間内にあるもので、その期間内に発生する経費に限る。)</li> <li>・ 使用料、賃借料</li> <li>・ 施設・店舗改修費 (事業実施に必要な経費に限る。)</li> <li>・ 消耗品費等</li> </ul>

別表 2 (第 5 条関係)

新消費補助対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公租公課 (消費税、その他税金など)</li> <li>・ 光熱水費 (電気料金、水道料金、ガス料金等)</li> <li>・ 電話料金、インターネット回線通信料金</li> <li>・ レンタル・リース費 (レンタル・リース期間の始期が事業実施期間内にあるもので、その期間内に発生する経費を除く。)</li> <li>・ 人件費 (事業実施に必要なアルバイト代等を除く。)</li> <li>・ 交通費 (鉄道、飛行機、タクシー、高速利用代、ガソリン代等)、宿泊費、燃料費</li> <li>・ プレミアム付商品券のプレミアム分及びポイント還元に係るポイント分</li> <li>・ 景品や転売商品の仕入れに係る経費</li> <li>・ PC やタブレット等、私的利用が容易な汎用性のある機器の購入費用</li> <li>・ 飲食・接待費</li> <li>・ 各種会費及び入会金 (ただし、商店街における新たな消費の創出に直結するサービス等を受ける場合で、かつ、事業実施期間内に新たに契約するものを除く (最大 1 2 箇月分) )</li> <li>・ 年間契約に係る契約料、長期保証金 (事業実施に必要なかつ事業実施期間内のものを除く。)</li> <li>・ 振込手数料</li> <li>・ 官公署に支払う手数料等</li> <li>・ 補助金・助成金・協力金等の申請書類作成のために支払う費用</li> <li>・ 税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用</li> <li>・ 不動産購入費、不動産賃借に伴う敷金、礼金、仲介手数料、更新料及び原状回復費</li> <li>・ 車両購入費用 (自動車、バイク、自転車等)</li> <li>・ 割賦払い代金</li> <li>・ 損失補填、借入れに伴う支払利息</li> <li>・ 廃棄物処理関係費用</li> <li>・ 専ら娯楽や趣味等のためと考えられる費用 (ゲーム機、楽器、書籍、漫画、雑誌、玩具、観賞用植物、理美容関連費用等)</li> <li>・ 福利厚生に係る経費</li> <li>・ その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用</li> </ul>

別表 3 (第 9 条関係)

スタートアップ拠点補助対象経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃料 (ただし、最大 12 か月分とし、京都市が管理・運営している施設等の賃料及び申請者の三親等内の親族や三親等内の親族が役員を務める法人との賃貸借契約等を除く。)</li> <li>・ 賃借する事業所の整備に係る次の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 台所、洗面所及び便所の整備に係るもの</li> <li>－ 給排水、電気又はガス設備の整備に係るもの</li> <li>－ 壁紙、床の仕上げ等の内装の整備に係るもの</li> <li>－ その他事業所を利用するために整備が不可欠と市長が認めるもの</li> </ul> </li> </ul>

別表 4 (第 9 条関係)

スタートアップ拠点補助対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかに該当する賃料 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 京都市が管理・運営している施設等のもの</li> <li>－ 申請者の三親等内の親族や三親等内の親族が役員を務める法人との賃貸借契約に基づくもの</li> </ul> </li> <li>・ 公租公課 (消費税、その他税金など)</li> <li>・ 電話料金、インターネット回線通信料金及び光熱水費 (賃料に含まれ一体不可分と認められるものを除く。)</li> <li>・ 物品の購入費 (事業所の整備と一体不可分と認められるものを除く。)</li> <li>・ レンタル・リース費 (レンタル・リース期間の始期が事業実施期間内にあるもので、その期間内に発生する経費を除く。)</li> <li>・ 飲食・接待費</li> <li>・ 年間契約に係る契約料、長期保証金 (事業実施に必要かつ事業実施期間内のものを除く。)</li> <li>・ 振込手数料</li> <li>・ 補助金・助成金・協力金等の申請書類作成のために支払う費用</li> <li>・ 官公署に支払う手数料等</li> <li>・ 割賦払い代金</li> <li>・ 損失補填、借入れに伴う支払利息</li> <li>・ 不動産購入費、不動産賃借に伴う敷金、礼金、仲介手数料、更新料及び原状回復費</li> <li>・ 廃棄物処理関係費用</li> <li>・ 専ら娯楽や趣味等のためと考えられる費用 (ゲーム機、楽器、書籍、漫画、雑誌、玩具、観賞用植物、理美容関連費用等)</li> <li>・ 福利厚生に係る経費</li> <li>・ その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用</li> </ul>

別表5（第14条、第18条、第19条、第21条、第24条）

交付の申請 (第14条関係)	新消費創出 促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書（第1号様式）</li> <li>・構成員名簿（第2号様式）</li> <li>・損益計画書（第3号様式）</li> <li>・事業に係る経費の見積書又はそれに代わるもの</li> <li>・申請者の銀行口座の通帳                      （申請者と同一名義の口座で、口座の開設日、金融機関名、口座名義（カタカナ又はひらがな）、口座番号が確認できるもの）</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類  <b>【商店会又は地域商業ビジョン推進団体に関する書類】</b></li> <li>・定款又は会則</li> <li>・街区の資料（地図や地番がわかる資料）  <b>【民間事業者等に関する書類】</b></li> <li>・法人登記に係る全部事項証明書又は開業届</li> <li>・決算報告書（貸借対照表、損益計算書）や確定申告書等直近の決算や3か月以上の業績がわかる資料</li> <li>・会社案内等事業活動を証する書類</li> <li>・申請に係る商店会又は地域商業ビジョン推進団体の同意書</li> </ul>
	空き店舗等 を活用した スタートア ップ拠点設 置実証事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書（第4号様式）</li> <li>・損益計画書（第3号様式）</li> <li>・商店会への加入に係る誓約書（第5号様式）</li> <li>・物件の周辺図、建物平面図、現況写真</li> <li>・賃貸借契約書、見積書又はそれらに代わるもの</li> <li>・会社案内等申請者の事業活動を証する書類</li> <li>・住民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書                      （申請者の住所地におけるもの）</li> <li>・決算報告書（貸借対照表、損益計算書）や確定申告書等直近又は可能な限りの期間の業績がわかる資料</li> <li>・資格等許認可証（必要な事業を営む場合）</li> <li>・銀行口座の通帳                      （申請者と同一名義の口座で、口座の開設日、金融機関名、口座名義（カタカナ又はひらがな）、口座番号が確認できるもの）</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類  <b>【法人】</b></li> <li>・法人登記に係る履歴事項全部証明書  <b>【個人事業者】</b></li> <li>・本人確認書類（運転免許証（両面）、住民票の写し（発行日が申請日以前6月以内のもの）等）</li> <li>・開業届</li> </ul>
交付決定前 着手届 (第14条関係)	新消費創出 促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定前着手届（第6号様式）</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul>
	空き店舗等 を活用した スタートア ップ拠点設 置実証事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定前着手届（第7号様式）</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul>

前金払請求 (第18条関係)	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前金払請求書（第10号様式）</li> <li>・請求書等の費用の支出を証する書類又はそれに代わるもの <u>（申請者名宛のものに限る。）</u></li> <li>・領収書等の費用の支出を証する書類又はそれに代わるもの <u>（申請者名宛のものに限る。）</u></li> <li>・振込口座の通帳 （交付申請時に提出したものから変更があった場合に限る。）</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul>
変更等の承認の申請 (第19条関係)	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更交付申請書（第11号様式）</li> <li>・変更後の見積書</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul>
事業完了の届出 (第21条関係)	新消費創出 促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績報告書（第13号様式）</li> <li>・請求書等の費用の支出を証する書類又はそれに代わるもの <u>（申請者名宛のものに限る。）</u></li> <li>・領収書等の費用の支出を証する書類又はそれに代わるもの <u>（申請者名宛のものに限る。）</u></li> <li>・事業の完了を証明できる写真又は実績を確認できる資料等</li> <li>・振込口座の通帳 （交付申請時に提出したものから変更があった場合に限る。）</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul>
	空き店舗等 を活用した スタートア ップ拠点設 置実証事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績報告書（第14号様式）</li> <li>・賃貸借契約書 （交付申請時に提出したものから変更があった場合に限る。）</li> <li>・請求書等の費用の支出を証する書類又はそれに代わるもの <u>（申請者名宛のものに限る。）</u></li> <li>・領収書等の費用の支出を証する書類又はそれに代わるもの <u>（申請者名宛のものに限る。）</u></li> <li>・事業の完了を証明できる写真又は実績を確認できる資料等</li> </ul>
財産処分の承認申請 (第24条関係)	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得財産等処分承認申請書（第16号様式）</li> <li>・現況を確認できる写真や資料等</li> <li>・その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul>